



一 般 質 問

第6期介護保険事業計画をどう進めるのか



おかざわ きよし
岡沢 清
議 員

質問 介護保険事業計画案では、要支援者の支援事業の形式を見直し、平成29年3月までには段階的な移行を予定とあるが、具体的にどのサービスをとどの段階で移行するのか。新しい担い手によるサービスをどのように描いているのか。

答弁 (保健福祉部長) 介護

予防(訪問介護・通所介護等)については、平成29年度から(介護予防から)地域支援事業となる。現行の介護保険事業所については、平成29年度以降も指定事業所として継続

される。今後は、新しい総合事業の提供主体として、既存のボランティア団体に働きかけ、社会福祉協議会のボランティアセンターとも連携しながら、生活支援ボランティアの育成を視野に入れ、生活支援サービスにつなげていきたい。生活支援サービスの内容は、配食サービスや調理、買い物、清掃、洗濯等の支援を考えている。



質問 新制度移行後も訪問型サービスや通所型サービスが介護予防給付費の対象となるのか。

答弁 (保健福祉部長) 介護

予防給付から外れ、新しい総合事業の介護予防・日常生活サービスとなる。要支援1、2の訪問介護・通所介護が地域支援事業に移行されても、引き続き、介護保険特別会計の中で行う。

質問 期間(平成27年～29年)

を通しての介護保険特別会計の見通しについて、介護給付費準備基金の残高見込みは。さらに、厚生労働省のガイドラインでは、新制度への移行後、要支援者の介護給付費、予防給付費が削減されることになっている。歳入の国庫支出金や一般会計からの繰り入れ等について、今後大幅な増減はあるか。

答弁 (保健福祉部長) 平

成26年12月末の基金保有額は、1億3,273万8,092円。事業計画での取り崩し見込額は今後3年間で7,000万円。平成29年度末の基金残高については7,000万円ほどを見込んでいく。介護保険給付費による介護保険特別会計の予算額は増加すると見込んでいるが、歳入における国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金について、大幅な増減はない。なお、国庫支出金についての国からの見直しの情報はない。

